

山梨県公報

号外第十九号

令和八年

四月一日

水曜日

目次

告示

- 公印の作成
- 道路の路線変更
- 道路の区域変更（三件）
- 道路の占用を制限する区域の指定

告示

山梨県告示第一一六号

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）に基づき、次の各号に掲げる山梨県知事印を当該各号のとおり作成し、令和八年四月一日からその使用を開始する。

令和八年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 山梨県知事印（第二）

印影

二十一 地域デザイン・新交通基盤推進局用



二 山梨県知事印（第四）

印影

二十一 地域デザイン・新交通基盤推進局用



山梨県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定により、次のとおり県道の路線を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

4 7		整理番号	
新	旧	の別 旧新	
金山大月線		路線名	
大月市大月町	大月市大月	大月市賑岡町	大月市賑岡町
大月市賑岡町			
		重要な経過地	

山梨県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 金山大月線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市大月二丁目字大多二五番二地先から 大月市大月町花咲字大曾根九三三番一〇地先まで			七・六 三三三・二	一四八二・〇

山梨県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月停車場線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市大月一丁目字六貫メ三四六番一地 先から 大月市御太刀一丁目字宮原一・二九番九 地先まで			一 二・一 〇 三 八・二	二 一〇・〇

山梨県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市駒橋二丁目字仲下四二二番三地从 から 大月市駒橋一丁目字大原九二六番一地从 まで			七・二 一・二 ・九	五八 一・〇

山梨県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課、富士・東部建設事務所において、この告示の日から令和八年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 制限する道路の路線及び区間

番号	道路の種類	路線名	区間
一	県道	金山大月線	大月橋西詰（大月市）から 大月インター入口交差点（大月市）まで

二 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始日 令和八年四月一日